

保育所



申請者	フリガナ	ミナミアルプスシ													
	法人等名称	南アルプス市													
	主たる事務所の所在地・連絡先	郵便番号		(400 - 0395)											
		山梨県	南アルプス市小笠原376												
		電話番号	055	-	282	-	7293	FAX番号	055	-	282	-	6095		
E-mailアドレス															
法人等の種別	地方自治体				法人所轄庁										
代表者の職名・氏名	職名	南アルプス市長				フリガナ氏名	カネマル カズモト								
							金丸 一元								
法人の設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日設立														
法人が実施している事業名															
事業所番号	1920851000131														
フリガナ施設名称	ミナミアルプスシリツクシガタキタホイクショ 南アルプス市立櫛形北保育所														
施設の所在地・連絡先	郵便番号		(400 - 0301)												
	山梨県	南アルプス市桃園165番地8													
	電話番号	055	-	283	-	1262	FAX番号	055	-	283	-	1262			
E-mailアドレス															
園長の氏名・職名	フリガナ氏名	コウノ ミナコ				職名	所長								
	河野 美奈子														
認可年月日	昭和	48	年	4	月	1	日	確認年月日	平成	27	年	4	月	1	日
連携施設の名称(地域型保育のみ)															
開所時間	2号・3号	平日	7		時	30	分	~	19		時	00	分		
		土曜日	7		時	30	分	~	18		時	30	分		
		日曜日			時		分	~			時		分		

保育所



休園日 <small>夏季休園日 月 日～月 日、 行事の振替休日 月第 曜日 のようにご記入下さい</small>		日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）												
		利用定員		2号認定		5歳児		4歳児		3歳児		合計		
				28	人	25	人	20	人	73	人			
		3号認定		2歳児		1歳児		0歳児		合計				
				19	人	11	人	6	人	36	人			
学級編制		7		学級		(1学級当たり		15		人)				
職員の状況	職種		主任保育士		保育士		調理員		その他職員					
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務				
	配置職員数	常勤	人	1人	12人	人	2人	人	人	人	人			
		非常勤	人	人	2人	人	人	人	人	人	人			
	平均経験年数		調査中		調査中		調査中		調査中					
	医師（嘱託医）		有		内科医、歯科医の両方いる場合に「有」									
	教育・保育従事者1人当たりの園児数		7.6 人（非常勤職員は常勤換算して算出）											
常勤職員の労働時間		7.75 時間												
施設設備	設備		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室			
	居室数/面積		1110.84	m ²	1	室/ 22.5	m ²	1	室/ 36.3	m ²	7	室/ 317.92	m ²	
	1人当たりの面積		10.19	m ² /人	3.75	m ² /人	3.3	m ² /人	3.45	m ² /人	1.5	m ² /人		
	園庭		設置場所			全体の面積			満2歳以上児1人当たり面積					
		敷地内			1512			m ²			16.43		m ² /人	

保育所



<p>運営方針</p>	<p>(施設の目的及び運営方針) 第3条 南アルプス市立櫛形北保育所(以下「当保育所」という。)は、保育を必要とする乳児及び児童を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。 2 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び児童(以下「利用児童」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。 3 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、保育及び教育を一体的に行うものとする。 4 当保育所は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。 5 当保育所は、運営基準条例その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>		
<p>教育・保育の内容</p>	<p>(提供する保育等の内容) 第5条 当保育所は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。 (1) 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。) (2) 食事の提供 (3) その他保育に係る行事等</p>		
<p>子育て支援の実施状況 (実施している場合)</p>			
<p>教育・保育の提供内容に関する特色</p>	<p>明るく楽しく安心して過ごせる環境の中で、一人ひとりの子どもの育ちを保障していきます。 いろいろな遊びを通し人と関わる基盤をつくり、健康な心と体づくりを目指します。</p>		
<p>利用料 (実費徴収・上乘せ徴収)</p>	<p>(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料) 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。 (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等 (1)に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を負担していただきます。 給食費(主食費) その他(遠足等の園外活動費・保育用品費・教材費・被服費 保護者会費 ・課外活動等の実費経費) (3) 延長保育に係る利用者負担 延長保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては以下のとおりです。 ・保育標準時間認定に係る支給認定の場合は、延長保育時間(18:30から19:00)の場合は1回につき100円です。 ・保育短時間認定に係る支給認定の場合は、延長保育時間(16:30から18:30まで1回につき100円、18:30から19:00まで1回につき100円)です</p>		
<p>苦情に対応する窓口の状況</p>	<p>窓口設置の有無</p>	<p>苦情内容記録の有無</p>	<p>市町村への報告の有無</p>
	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>有</p>